

令和 6 年度児童福祉施設（保育所等）指導監査について

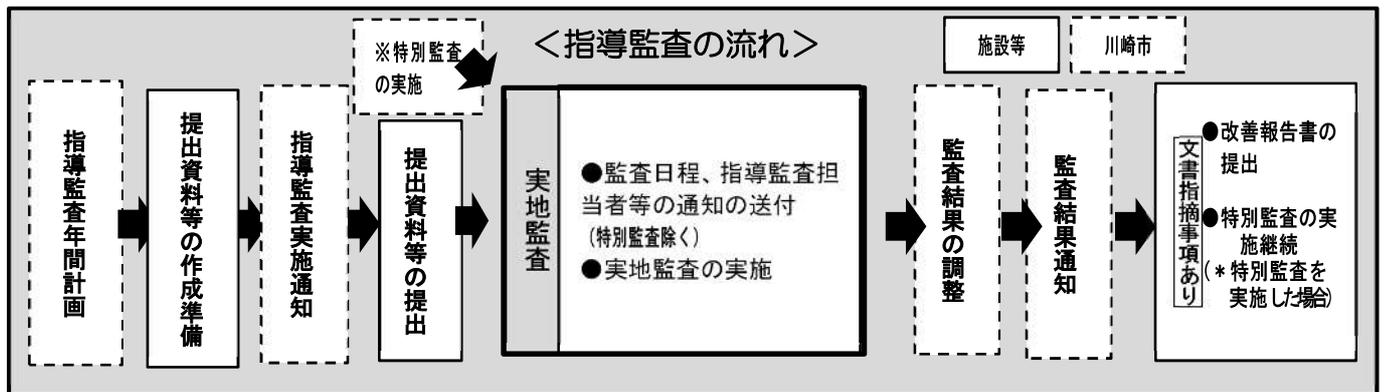
1 指導監査の実施概要

児童福祉施設（保育所等）の指導監査の実施方法については、市ホームページに掲載してある「児童福祉関係の指導監査 指導監査の実施方法」のとおり、全施設の監査を実地にて行うことを基本としています。

2 指導監査の流れ

年間指導監査実施計画に基づき 監査の実施日程、監査に関する資料等の提出期限等について、監査実施の概ね 1 ヶ月前に対象となる施設等あて通知します。監査に関する資料等を作成のうえ本市あて提出していただき、実地監査を実施し、後日監査結果について通知します。

なお、令和 6 年度から実施通知については各園にメールにてお知らせします。また、事前に本市あてに提出いただく資料については、原則、エクセルや P D F ファイル等による電子データをオンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) を使用して送付いただきます。これまでと方法が変わりますので、ご確認のほどお願いいたします。



※特別監査：施設等の運営に重大な問題がある等の場合、一般指導監査によっても改善が見られない場合、正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合に、事前の通知なく監査を実施します。

3 監査当日の流れ

監査は、施設等の規模、前年度監査結果等に応じて、おおむね半日（午前または午後）、あるいは 1 日（全日）の時間で実施します。標準的な実地監査の流れは次のとおりです。

【当日の流れの目安】

標準時刻		実施項目	備考
全日監査 (定員 35 名以上)	9:00~17:00	1. 監査の流れ等説明	※調理設備がある施設等の場合は、時間を調整のうえ、調理室を見学します。 ※項目の順序は監査の時間帯(午前・午後)により前後することがあります。 ※監査の進行により終了時間が変更になることがあります。
全日監査 (定員 30 名以下)	9:00~15:00	2. 施設見学	
半日監査 午前	9:00~12:00	3. 書類確認	
半日監査 午後	14:00~17:00	4. ヒアリング	
		5. 監査講評	
		6. 監査終了	

4 監査・社会福祉法人等に関する情報

監査に関する情報は川崎市ホームページ→こども・子育て→市の取り組み・事業者向け情報→こどもの計画・監査・社会福祉法人→監査・社会福祉法人→児童福祉関係の指導監査 において掲載しておりますので、適宜御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/274-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市役所こども未来局総務部監査担当

Tel 044(200)3793

Fax 044(200)3190

Mail 45kansa@city.kawasaki.jp